

## 相続税額の比較

### 家族構成

早い時期から対策を考えれば、相続税額の差は天と地の差以上違います

区 分	現 状	ケ ー ス	ケ ー ス
被相続人	父	父	父
相続人	有	有	有
	2人	2人	2人
配偶者 養子	0人	2人	2人
	4人	2人	2人
相続人以外			

### 対策後の相続税額

	項 目	現 状	ケ ー ス	ケ ー ス
課税 価格	純資産価額	971,050 千円	776,150 千円	731,150 千円
	贈与財産価額(過去3年間)	0 千円	0 千円	0 千円
	贈与財産(連年贈与) ...対策5 差 引	-	70,000 千円	70,000 千円
	基礎控除額	80,000 千円	90,000 千円	90,000 千円
	課税遺産総額	891,050 千円	616,150 千円	571,150 千円
	算出税額(相続税の総額)	319,973 千円	179,268 千円	161,903 千円
控 除 税 額	贈与税額控除額	0 千円	0 千円	0 千円
	配偶者の税額軽減額	159,986 千円	89,634 千円	80,951 千円
	未成年者控除額	0 千円	0 千円	0 千円
	障害者控除額	0 千円	0 千円	0 千円
	その他の控除額	0 千円	0 千円	0 千円
	<b>合 計</b>	<b>159,986 千円</b>	<b>89,634 千円</b>	<b>80,951 千円</b>
納付税額	1次相続	159,986 千円	89,634 千円	80,951 千円
	2次相続	132,210 千円	72,230 千円	64,673 千円
	<b>合 計</b>	<b>292,196 千円</b>	<b>161,864 千円</b>	<b>145,624 千円</b>
	納税猶予税額	131,939 千円	102,904 千円	98,251 千円
	<b>申告期限までに納付すべき税額</b>	<b>160,257 千円</b>	<b>58,960 千円</b>	<b>47,373 千円</b>
	贈与税額	-	2,600 千円	2,600 千円
	<b>合 計</b>	<b>160,257 千円</b>	<b>61,560 千円</b>	<b>49,973 千円</b>
	<b>節 税 額</b>	<b>-</b>	<b>98,697 千円</b>	<b>110,284 千円</b>

相続対策を行うかどうかで、支払う相続税は天と地の差以上のです。しかもその対策は、早くはじめるほど効果は大です。

### <コメント>

ケース1を実行した場合、相続税額と贈与税額の合計は約6170万円となり、ケース2を実行した場合は約4870万円となります。いずれも納税猶予を受けた場合です。

## 対策後の相続税額および現金納付の可否

ケース

### 家族構成

父、母、子供2人、養子2人、孫2人

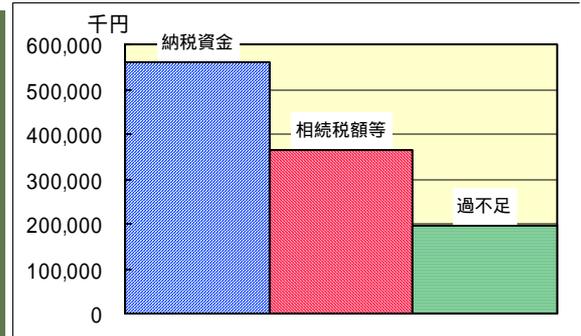
### 対策後の相続税額

適切な相続対策を行えば、相続税を大幅に節税でき納税も可能です。

項 目		合 計	配 偶 者	子 供
課 税 価 格	純資産価額	731,150 千円	330,575 千円	400,575 千円
	贈与財産価額(過去3年間)	0 千円	0 千円	0 千円
	贈与財産(連年贈与) ...対策5	70,000 千円	0 千円	70,000 千円
差 引		661,150 千円	330,575 千円	330,575 千円
基礎控除額		90,000 千円	50,000千円 + 10,000千円 × 4人	
課税遺産総額		571,150 千円		
算出税額(相続税の総額)		161,903 千円	80,951 千円	80,951 千円
控 除 税 額	贈与税額控除額	0 千円	0 千円	0 千円
	配偶者の税額軽減額	80,951 千円	80,951 千円	-
	未成年者控除額	0 千円	0 千円	0 千円
	障害者控除額	0 千円	0 千円	0 千円
	その他の控除額	0 千円	0 千円	0 千円
合 計		80,951 千円	80,951 千円	0 千円
納 付 税 額	1次相続	80,951 千円	0 千円	80,951 千円
	2次相続	64,673 千円	-	64,673 千円
	合 計	145,624 千円	0 千円	145,624 千円
納税猶予税額		98,251 千円	0 千円	98,251 千円
申告期限までに納付すべき税額		47,373 千円	0 千円	47,373 千円

### 現金納付の可否

項 目		合 計
納 税 資 金	金融資産(有価証券等も含む)	15,000 千円
	生命保険金	60,000 千円
	死亡退職金	0 千円
	その他	0 千円
合 計		75,000 千円
相続税額 + 贈与税額		49,973 千円
差引：過不足		25,027 千円



### <コメント>

ケース2を実行した場合、相続税と贈与税の合計は約4870万円となります。

したがって、手持ちの金融資産1500万円と生命保険金6000万円で楽々納税が可能です。